年金待機者説明会

④　65歳までに確認すべき事項

障害厚生年金の「事後重症請求」が可能なのは65歳まで

障害厚生年金とは

　一定の保険料納付要件を満たした方が、被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、「国民年金法施行令別表」および「厚生年金保険法施行令別表第一および第二」に定められている等級で、３級以上に該当する程度の障害の状態になったときに支給されます。

　また、障害等級１級・２級に該当する場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

　※「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」を指標に、障害等級を決定。

基本的事項

初診日

　その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

障害認定日

　障害認定を行うべき日のことで、初診日から起算して１年６月を経過した日

※初診日から起算して１年６月を経過する前に症状固定に至ったときは当該
　至った日が障害認定日となります。

請求方法

障害認定日請求

障害認定日時点において障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合の請求方法で、受給権発生日は**障害認定日になります。**

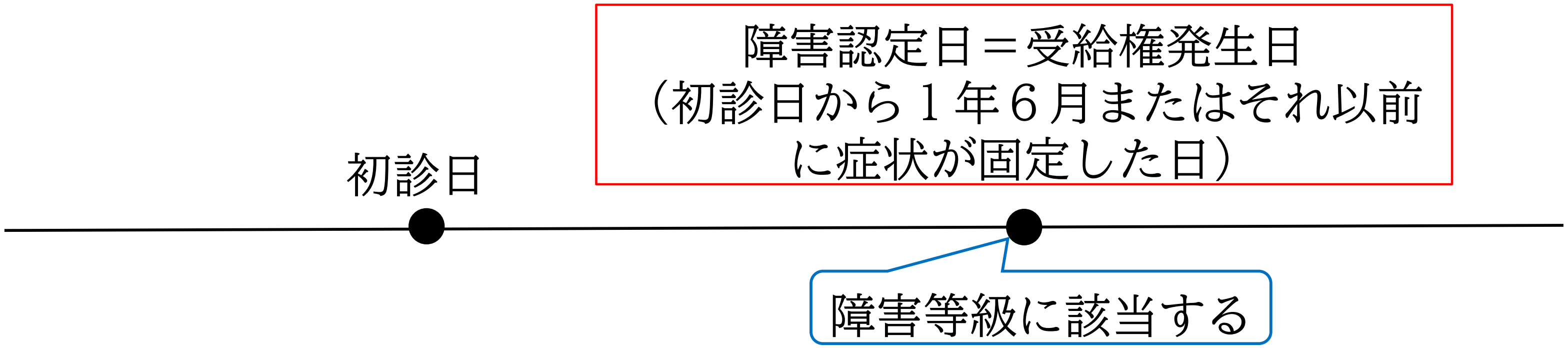

事後重症請求

障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になく、その後、65歳に達する日の前日までにその傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合の請求方法で、受給権発生日は**年金請求書受付日になります。**

→65歳以降は、事後重症請求ができませんので、ご注意ください。

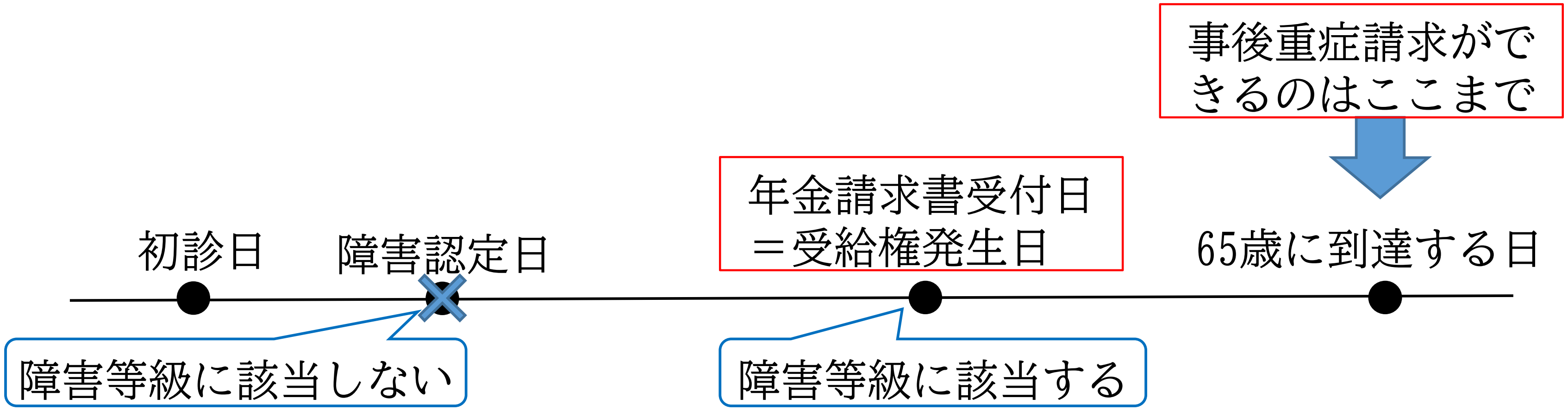

本来支給（65歳以降）の老齢年金について

①老齢厚生年金の請求について

　特別支給（65歳よりも前に支給される）の老齢厚生年金については、65歳で失権するため、改めて本来支給（65歳以降）の老齢厚生年金等の請求が必要となります。その際は、以下の項目について確認を行います。

・本来支給の老齢厚生年金は繰下げて請求し増額した年金を受けることができるので、その意思確認をします。なお、遺族年金や、障害年金の受給権をお持ちの場合や、繰上げ支給の老齢厚生年金を受けている場合は、繰下げ請求はできません。

・加給年金額対象者の有無の調査をし、対象者がいる場合、その方との生計維持関係の有無の確認を行い、加給年金額を加算します。

※日本年金機構等から老齢厚生年金を受け取っている方は、日本年金機構等からも、本来支給（65歳以降）の老齢厚生年金等の手続きについてご案内が届きます。共済組合とは別に手続きの必要がありますので、日本年金機構等に指定された書類を提出願います。

本来支給（65歳以降）の老齢年金について

②老齢基礎年金の請求について

65歳になると、老齢基礎年金が発生します。

公務員の期間以外に公的年金制度の加入期間がない方は、共済組合から老齢基礎年金の請求書を送付します。

その際は、以下の項目について確認をします。

・老齢基礎年金は、**「本来支給の老齢厚生年金」とは別に、**繰下げて請求し、増額した年金を受けることができるので、その意思確認をします。ただし、65歳に達したときまたは、65歳以後66歳に達するまでの間に、老齢給付を除く厚生年金、共済年金、他の国民年金の受給権者となっている場合や、繰上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は、繰下げ請求はできません。

※公務員の期間以外に公的年金制度の加入期間がある方は、日本年金機構から請求書が送付されますので、手続きをお願いいたします。

本来支給（65歳以降）の老齢年金について

③退職年金の請求について

平成27年10月１日から被用者年金制度が一元化されたことに伴い、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者と同様に厚生年金の被保険者となりました。

これに伴い共済年金の職域年金相当部分は廃止となり、新たな公務員制度として、平成27年10月以降の組合員期間を対象とする退職等年金給付（年金払い退職給付）が創設されました。

この制度では、退職年金（終身退職年金・有期退職年金）が共済組合から支給されます。支給要件は以下の全てに該当する場合です。

・65歳以上であること

・退職していること（公務員の期間）

・平成27年10月以降に１年以上の引き続く組合員期間を有すること

65歳になることで支給要件全てに該当し、退職年金が発生される方は、共済組合から請求書を送付します。

その際は、以下の項目について確認をします。

・退職年金は公的年金ではないので、**「本来支給の老齢厚生年金」および「老齢基礎年金」とは別に、**繰下げて請求し、増額した年金を受けることができるので、その意思確認をします。

※①「老齢厚生年金」、②「老齢基礎年金」、③「退職年金」の請求書等は、65歳に到達される日の約１～２か月前にご自宅にお送りします。

老齢厚生年金と、遺族厚生年金をお持ちの方が、65歳を迎えたとき

・65歳まで

老齢給付と遺族給付のどちらか一つを選択

・65歳以降

配偶者に係る遺族給付をお持ちの場合

自分自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を全額受給します。遺族厚生年金は、ア・イ・ウの中で最も多い額と老齢厚生年金との差額が支給されます。

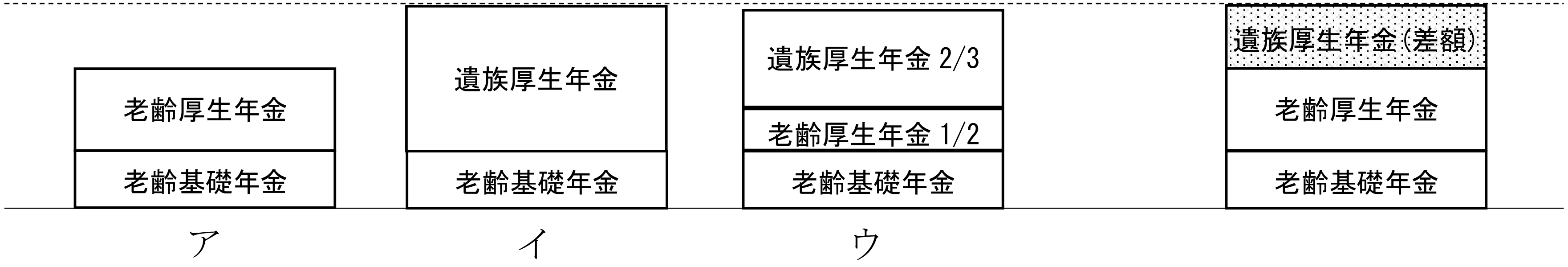

配偶者以外の遺族給付をお持ちの場合

自分自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を全額受給します。遺族厚生年金の額が老齢厚生年金の額を上回るときは、老齢厚生年金との差額が、遺族厚生年金として支給されます。

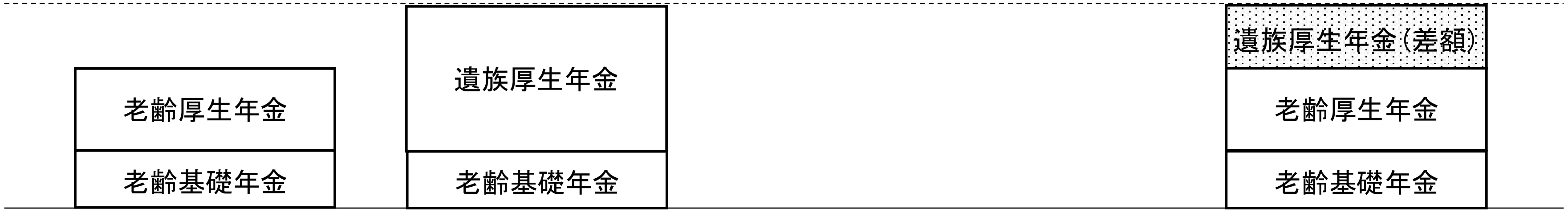

ア　イ　※この場合、「ウ」の計算はありません。